



真栄会館前公園で宝探しゲームをする姉妹。お菓子の詰め合わせがもらえる特賞のカプセルを見つけて、大きな雪山を駆け上がった。走り回ったりおはしゃぎ。お目当てのカプセルは見つかったかな。

- 02 小樽おもてなし規格認証を創設します
- 03 第26回小樽雪あかりの路
- 04 市民税・道民税の改正点のお知らせ
- 05 令和6年度ふれあいバスの申請が始まります
- 06 家庭ごみ・資源物の分別にご協力を

- 09 住民税非課税世帯の皆さんへ 7万円を給付します
- 09 新型コロナウイルス相談センターは3月31日で終了します
- 10 情報パレット
- 20 まちの写真館スマイル

おたる 2

毎月1日発行
発行・編集/小樽市総務部広報広聴課
☎0134☎4111内線223、☎0134☎4331
✉koho@city.otaru.lg.jp

小樽市役所

〒047-8660 小樽市花園2丁目1番1号
☎0134☎4111(代表)
執務時間：午前9時～午後5時20分



広報番組

- ☐ テレビ
 - 小樽フレッシュニュース(S T V)
毎週土曜日：午前10時25分
 - ☐ ラジオ
 - 小樽市民ニュース(FMおたる/76.3MHz)
月～金曜日：午前9時40分ごろ
土・日曜日：午前9時53分ごろ
 - 明日へ向かってスクラムトライ!(同)
第1・3月曜日：午後2時
放送翌々日の水曜日：午後7時(再放送)
- ※FMおたるホームページからも聴くことができます。

住民基本台帳人口

(令和5年12月31日現在)
人 口：10万6485人
(うち外国人人口874人)
男 4万8176人・女 5万8309人
世帯数：6万810世帯

防災関係の連絡先

小樽市消防本部 ☎☎9137
小樽市水道局 ☎☎8111
小樽警察署 ☎☎0110

当番医の診療時間

祝日を除く月～金曜日	祝日を除く土曜日	日曜日、祝日、年末年始
午前7時～午後9時	夜間急病センター	夜間急病センター
午前9時～午後0時30分	かかりつけ医等	当番医
午後2時～午後5時	夜間急病センター	夜間急病センター
午後6時	夜間急病センター	夜間急病センター

当番病院は、テレホンサービス(録音による案内)☎☎4618または小樽市医師会のホームページで確認できます。
○テレホンサービス案内時間
土 曜 日：午前7時～午後2時
日曜日、祝日：午前9時～午後6時
※医療相談は行っていません。



- 1 12月23日、小樽運河100年を記念した「ナイト・カーニバル」が開催されました。氷点下6度を下回る寒さの中、約500人が来場。暖を取りながらジンギスカンを頬張る男子は、「おいしい」と声を弾ませて、打ち上げ花火を心待ちにしていました。
- 2 12月24日、市民会館の開館60周年を記念し、市内のバレエ団や管弦楽団、合唱団による「くるみ割り人形(全幕)」が公演されました。物語に引き込まれるような演奏や演技に、満席となった会場からは大きな拍手が送られました。
- 3 1月7日、市民センターで「消防出初式」を行いました。消防長の年頭決意表明をはじめ、市長などによる表彰を受け、参加した消防団員や消防職員は、「市民の生命や財産を火災や災害から守る」という決意を新たにしていました。
- 4 1月7日、市民会館で「二十歳を祝う会」を開催し、記録的な大雪となる中、566人が参加しました。新雪に映える色鮮やかな装いをした参加者は、友人との久しぶりの再会を喜びながら、社会の一員としての新たな一歩を踏み出しました。

「広報おたる」に掲載したあなたの写真を差し上げます。ご希望の方はお申し出ください。

教育カードローン キャンパスサポート

北海道信用金庫テレホンバンク
☎0120-865-634
(平日9:00~17:00)
<http://www.shinkin.co.jp/hokkaido/>

ご融資利率 年2.6% (保証料込)

ローンカードを使って、ATMで必要額をお借入れ	卒業後は、毎月分割返済(証書貸付)に切り替え
カードローン期間(原則利息支払のみ) 9か月以内 在学中 4年以内 証書貸付 切替期間 3か月以内	証書貸付期間(毎月分割返済) 卒業後 3か月以上10年以内

カードローン期間：固定金利
証書貸付期間：変動金利

教育関連費用全般にご利用いただけます。
ご融資限度額は50万円以上500万円以内

※ご利用期間 カードローン期間：原則5年以内(1年更新)/証書貸付期間：3か月以上10年以内
 ※返済方法 カードローン期間：原則利息支払のみ(毎月10日)/証書貸付期間：毎月元金又は元金均等返済【保証会社】しんさん保証基金
 ※当会債及び保証会社の審査結果によっては、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。上記金利は令和5年2月15日現在のものです。期間中でも金利を見直す場合がございます。

商品内容の詳細、返済額の試算、仮審査申込み

第26回 小樽雪あかりの路

開催期間 2月10日(土)～17日(金)

冬の風物詩、小樽雪あかりの路。各会場の見どころや期間中の催し、市民ならではの楽しみ方などについてお知らせします。

▶詳細 小樽雪あかりの路実行委員会事務局(観光振興室内) ☎0111内線7267、☎0111内線8600



- | | | | |
|--|--|---|---|
| 市民ならではの！ 自宅会場
自宅でスノーキャンドルを設置し、ろうそくをともしれば、あなたも雪あかりの温かい景色を作る「あかり人」です。2月17日(土)まで、市内コンビニ等で公式ろうそく（8個入り500円）を販売。自宅の写真もSNSフォトコンテストに応募できます | 運河会場A
運河に浮かぶ200個の「浮き玉キャンドル」などがレトロな街並みを演出 | 運河会場B
約100個の雪のオブジェやワックスボウルが来場者を北運河に導く | 北運河会場
ライトアップされた旧北海道第3倉庫前の「あかり横丁」で小樽の味覚を満喫 |
| 手宮線会場
ろうそくの明かりがゆらめく一本の小路。滑り台や市民団体によるチームオブジェも | 天狗山会場
森の中のろうそくの明かりと展望台から見る雪あかりに包まれた市街地の夜景も絶景 | 「あかりの路」会場
町内会や商店街などでは、スノーキャンドルがまちを彩り、来場者をおもてなし。ミニイベントなどがある会場も | |

SNSフォトコンテスト

イベントの様子や風景などを撮影してインスタグラムなどのSNSへ投稿。入賞するとホテル宿泊券などの豪華賞品が当たります！

雪あかりの路体験ツアー

「おたる案内人」の資格を持つボランティアガイドが会場を案内。点灯作業の見学やスノーキャンドル作りを体験
 ■ 2月10日(土)・11日(日)・12日(月)・17日(土)の午後3時に運河プラザへ

ボランティアスタッフ募集

スノーキャンドルの作製やろうそくの点灯作業などを担当。海外ボランティアとの交流も。1日だけ、半日だけの参加もOK!
 ▶詳細 ▶

関連イベント

- ▶雪明りの路ミニ展示「伊藤整と高商石炭」
 2月3日(土)～3月3日(日) ●文芸館 ●小樽高等商業学校の学生が製造・販売した高商石炭のエピソードと伊藤整の青春時代を紹介
- ▶雪明り古本市
 2月11日(日)前10時～後3時 ●文芸館 ●文芸館の古本コーナーに出していない本を含めて販売
 0111文芸館 ☎01112388

- 📍とき 前午後 後午後 📍ところ 内容 ①お問い合わせ
- ▶第7回 文団協・雪あかりジョイント事業 A Crystal Night in Art Museum「輝くガラス絵 神秘の舞踏」
 ガラス絵展示
 2月10日(土)～12日(月)・15日(水)～18日(土) (最終日は③3時まで)
 ●美術館 出演 木村由紀子氏(ガラス絵作家)
- 日本舞踊パフォーマンス
 2月11日(日)・17日(土)の後3時、⑥6時 (各回30分) ●美術館
 出演 藤間篤久華氏(藤間流扇玉会)
- ①文化団体協議会事務局(生涯学習課内) ☎7532、☎01116608

小樽おもてなし規格認証を創設します

「選ばれる観光地」を目指し、令和6年春からスタートする「小樽おもてなし規格認証」。ここでは、認証を取得するメリットや認証までの流れについて紹介します。

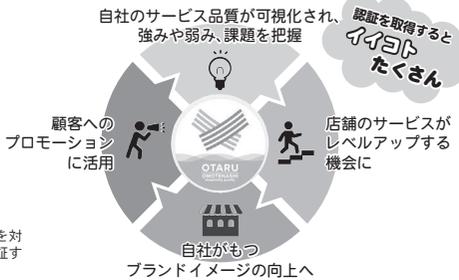
「選ばれる観光地」を目指して

観光客の消費を拡大し、それを地域全体に循環し地域経済の活性化へとつなげる「稼ぐ観光」を目指し、市と小樽観光協会では、観光客の満足度を高める独自の取り組みを進めています。その取り組みの一つが、令和6年春から始まる「小樽おもてなし規格認証」です。この制度は、目に見えないサービス品質を視覚化するために経済産業省で創設された「おもてなし規格認証」をモデルにし、飲食業や宿泊業などの観光関連産業の事業者を始め、全ての事業者が高品質なサービスの提供・維持・向上を促す、小樽独自の取り組みとして創設されました。

本制度を通して、おもてなしの視点からも「稼ぐ観光」へとつなげていくことを目指します。
 ●お問い合わせは、観光振興室 ☎0111内線7266、☎0111内線8600へどうぞ。

●小樽独自の認証制度●

サービスの品質を可視化することでよりよいサービスの提供を促し、観光客の満足度を高めることを目的とした、小樽独自の取り組みです



自社のサービス品質が可視化され、強みや弱み、課題を把握

※サービス業務を行う施設や店舗を対象としたもので、個人に対して認証するものではありません。

●認証までの流れ●

- 2月～3月 申し込み
 - 4月～5月 覆面調査
 - 6月 セミナー・審査判定
 - 7月 認証の取得
- 必要書類を小樽観光協会へ
 ※詳細は専用サイトまたは小樽観光協会 ☎01112510へ。
 ※審査料と認証料(計3万円)がかかります。
- モニター調査員が施設や店舗を訪問し、サービスの提供状況を確認
 ※覆面調査サービス費(実費)がかかります。
- 主な調査項目
 スタッフが笑顔で明るく接客をしていたか など
- 設問項目を基に、各施設での取り組み状況の評価し、審査会へ
- 主な設問項目
 顧客満足についての理解・従業員満足についての理解・小樽への愛 など
- ※認証は3年間有効。



市役所でも



おもてなし向上に取り組んでいます

市では、官民一体でおもてなしの向上に取り組むため、自治体では初めてとなる経済産業省創設「おもてなし規格認証」の取得を目指しています。

郵送で受け取る方法
(5年度分の交付を受けた方のみ)

2月下旬



ご自宅に案内が届きます



「ふれあいバス申請はがき」に必要事項を記入して、ポストに投函してください

3月21日(木)頃より順次



ご自宅にふれあいバスが届きます

※申請はがきが市役所に到着した順に送付します。
※申請はがきで申請した方は、窓口での受け取りはできません。

窓口で受け取る方法

3月25日(月)以降



本人確認書類を持って福祉総合相談室(本館1階2番窓口)へお越しください

本人確認書類 健康保険証や運転免許証、マイナンバーカードなど

その場で、ふれあいバスをお渡しします

※5月7日(火)以降は銭函・塩谷の各サービスセンターでもお渡しできますが、事前に福祉総合相談室へ電話予約が必要で(電話予約は4月23日(火)から開始)。

5年度ふれあいバスの有効期限に注意

5年度の「購入チケット」

購入期限は6年3月31日

5年度に購入した「回数券」

有効期限はありません

令和6年度ふれあいバスの申請が始まります

市内に住む70歳以上の方を対象に交通費助成を行う、ふれあいバス制度。ここでは、6年度のふれあいバスの申請方法等をご紹介します。

70歳以上の方への交通費助成

ふれあいバス制度は、市内に住む70歳以上の方を対象に交通費を助成する制度で、次のいずれかを市役所の窓口か郵送で受け取ることができ、受け取り方法は上を参照。

ふれあい回数券1冊(240円券×10枚つづりで2400円相当)を1200円で購入できる「購入チケット」を12枚

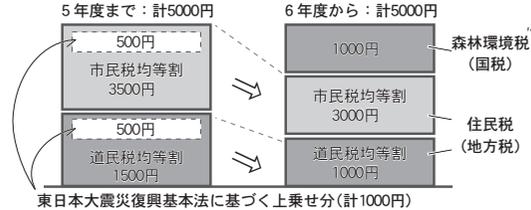
小樽駅・ほしみ駅の乗車券20枚または南小樽駅・塩谷駅の乗車券30枚

お問い合わせは、福祉総合相談室 ☎4111 内線412、☎26915 へどうぞ。

市民税・道民税の改正点のお知らせ

税制改正に伴い、森林環境税の課税開始などの改正がありますので、その内容等をお知らせします。

森林環境税と住民税均等割の合計



森林環境税の課税が始まります
森林環境税は、地球温暖化や災害の防止を目的とした森林整備等に必要となる地方財源を安定的に確保するため、平成31年度税制改正で創設された国税で、令和6年度から地方税である住民税・市民税・道民税の均等割と併せて課税されます。

森林環境税と住民税均等割の非課税基準

前年(1月~12月)の合計所得金額が次の場合、非課税です

扶養親族等がない場合	
森林環境税	住民税均等割
41万5000円以下	42万円以下

扶養親族等がある場合	
森林環境税	住民税均等割
31万5000円×人数※1+28万9000円以下	32万円×人数※1+29万円以下

例 本人と妻の計2人の場合 91万9000円以下

例 本人と妻と子1人の場合 93万円以下

例 本人と妻と子1人の計3人の場合 123万4000円以下

例 本人と妻と子1人の計3人の場合 125万円以下

本人が障害者や未成年者、寡婦、ひとり親に該当する場合	
森林環境税	住民税均等割
135万円以下	135万円以下

※1 本人、同一生計配偶者、扶養親族(16歳未満を含む)の合計人数。

【森林環境税の税額】
新しく課税される森林環境税は、一人当たり年額1000円です。なお、東日本大震災復興基本法に基づく住民税均等割の上乗せ分(計1000円)が5年度で終了するため、森林環境税と住民税均等割の合計は、5年度の住民税均等割と変わりません(左上の図を参照)。

【森林環境税の非課税基準】
森林環境税の非課税基準は左の表のとおりです。住民税均等割の非課税基準と異なるため、住民税均等割が非課税の方でも、森林環境税が課税となる場合があります。なお、森林環境税は国税のため、住民税の非課税判定には含まれません。

【外国人居住親族に係る扶養控除等を見直します】
30歳以上70歳未満の国外居住親族について、次のいずれにも該当しない場合は、6年度の住民税から扶養控除等の適用、非課税限度額の適用対象から除外されます。
▼留学により国内に住所と居所を有しなくなった人
▼障害者
▼扶養控除等を申告する納税義務者からその年に生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人

【上場株式等の配当所得等と譲渡所得等】
上場株式等の配当所得等と譲渡所得等は、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することができましたが、6年度(5年分)より、住民税の課税方式を所得税と一致させることになりました。所得税で上場株式等の配当所得等と譲渡所得等を確定申告すると、住民税の申告も兼ねたこととなります。所得税と住民税で異なる課税方式を選択することができなくなることにより、非課税の判定や保険料などの算定、各種行政サービス等に影響が出る場合があります。
◆お問い合わせは、市民税課 ☎4111 内線2425245、☎26915 へどうぞ。

資源物^{無料}

汚れているものや割れているものは、素材にかかわらず、資源物として収集できません。「家庭ごみ」として出してください。

次の5種類に分けて、**燃やさない**の日に出してください

新聞

例 チラシ、雑がみ、コピー用紙、トイレットペーパーの芯、封筒など

① ひもで十字に縛るか、販売店で配布された専用の袋に入れる

Point ① し尿等で汚れたものは**燃やすごみ**

雑誌、書籍

例 本、週刊誌、カタログ、パンフレット、ノートなど

① ひもで十字に縛る

段ボール

① ひもで十字に縛る（箱に入れたり、テープ等で束ねたりしない）

Point ① し尿等で汚れたものや、防水加工用ろう引き段ボールは**燃やすごみ**

紙パック

マークがあるもの

① 水ですすぐ
② 切り開いて乾かす
③ ひもで十字に縛る

紙製容器包装

マークがあり、製品を包装していたもの

例 お菓子やティッシュボックスの空き箱、紙袋など

① 食品や汚れを落とす
② 透明・半透明の袋に入れる

Point ① 汚れが取れないものは**燃やすごみ**

次の2種類に分けて、**プラ類**の日に出してください

ペットボトル

マークがあるもの

① ふたとラベルは、外して**プラ製容器包装**へ
② 水ですすぐ（つぶさない）
③ 透明・半透明の袋に入れる

Point ① 汚れが取れないものは**燃やすごみ**

プラ製容器包装

マークがあり、製品を包装していたもの

例 洗剤のボトル、トレイ、お菓子の袋、卵のバック、野菜が入っていたネット、ペットボトルのふたとラベルなど

① 食品や汚れを落とす
② 透明・半透明の袋に入れる（二重袋にしない）

Point ① 汚れが取れないものは**燃やすごみ**

瓶・缶・ガラス・金属・革・ゴム・陶器などは裏面へ

リチウムイオン電池など、電池を使用しているものは、電池を取り外して、本体は**燃やすごみ**、電池は**かん電池**。自分で電池を取り外せない場合や不安を感じる方は、消防署、支署、出張所へ、電池を取り外せないものは「小型家電回収ボックス」(裏面参照)へ

素材は？

紙・布・生もの・植物

プラスチック

家庭ごみ^{有料}

家電4品目、パソコン類、電池内蔵の小型家電製品、危険物、粗大ごみは、市で収集していません(裏面参照)。

燃やすごみとして出してください

例

汚れた紙くず 汚れが取れない紙製容器包装 し尿等で汚れた新聞や段ボール 紙おむつ、生理用品

ばんそうこう 湿布 マスク ペット用トイレシートや砂

シュレッダーにかけた紙 シャツ ぬいぐるみ 長さ1m以内の少量の枝や植物

生ごみ (水気をよく切る) 食用油 (紙等に染み込ませるか凝固剤で固める)

① 小樽市指定ごみ袋(黄色)に入れるか、小樽市指定ごみ処理券(黄色)を貼る

小樽市指定ごみ処理券って？

「粗大ごみ(裏面参照)ではないけど、市指定ごみ袋には入らない…」という大きさのごみに直接貼れば、家庭ごみとして出すことができます。

燃やさないごみとして出してください

例

汚れが取れないペットボトル・プラ製容器包装、食品トレイ・ラップ・チューブ がないもの ハンガー

おもちゃ、文具、CD、DVD 洗面器、スポンジ、歯ブラシ ストロー、フォーク、スプーン

電池を使用しない取り外せる小型家電製品

① 小樽市指定ごみ袋(青色)に入れるか、小樽市指定ごみ処理券(青色)を貼る

Point ① ライターの出し方は裏面参照。コロナ等の検査キットは**燃やすごみ**。除湿器はフロン類を使った製品があるため、ごみ減量推進課へ問い合わせを

加熱式 電動 電動
携帯電話 電子たばこ 歯ブラシ ひげそり

分別を誤ると発火事故に

家庭から出るごみや資源物は、その素材や種類によって処理工程が異なるため、いくつかの種類に分別して出すようお願いしていますが、正しく分別されないことが多くあり、近年は、ごみ処理施設やごみ収集車で発火トラブルが多発しています。

発火事故が発生すると、多大な修復費用が必要となりま。分別の種類だけでなく、出し方も確認して、ルールを守って出しましょう。

便利なツールの活用を

小樽市ごみ減量推進課公式LINEや、市ホームページ

◆ 品目名を入れるだけ！
分別方法・出し方を簡単検索

AIチャットボット

ごみ減量推進課公式LINE

クイズ! どうやって処分する? 間違えると火災発生の恐れも...

1 携帯ゲーム機 ワイヤレスイヤホン

2 除湿器

3 ライター

4 携帯電話 電子たばこ

5 充電式掃除機 電動ひげそり

6 スプレー缶

7 電池

※ 品目名を入れるだけ！
分別方法・出し方を簡単検索

1 携帯ゲーム機、ワイヤレスイヤホン、携帯電話、電子たばこ、充電式掃除機、電動ひげそり、スプレー缶、電池



家庭ごみ・資源物の分別にご協力を

家庭ごみ・資源物が正しく分別されていないことで、発火事故が発生しています。今回は、ごみと資源物の分け方・出し方について、ページの面を切り取り、目に留まりやすいところに貼って役立ててください。

支給対象

令和5年12月1日時点で市内に住民登録している
住民税非課税世帯

- ただし、次の項目に該当する世帯は対象外となります。他にも、世帯の状況により給付金の対象とならない場合があります。
・5年度住民税均等割が課税されている方の地方税法上の扶養親族のみで構成される世帯（健康保険の扶養とは異なる）
・5年度住民税均等割が課税される所得があるにも関わらず未申告である方がいる世帯

申請

世帯の状況によって、手続きに必要な書類が変わります。
※不備のない確認書・申請書を受領してから2〜3週間程度で指定の口座に支給し、支給後に振り込み完了通知書を送送します。

Table with 2 columns: 世帯の状況 (Seitai no Jikkyou) and 申請方法 (Shinsei Houhou). It details application procedures for different household types and deadlines.

◆詳細 福祉総合相談室 ☎4111内線640、☎31128

住民税非課税世帯の皆さんへ
7万円を給付します
エネルギー・食料品価格等の高騰に伴い、非課税世帯に対して「小樽市緊急生活支援給付金」として1世帯当たり7万円を給付します。

決められた収集日の朝8時30分までに出してください

小樽市の「家庭ごみ・資源物」の分け方・出し方

保存版

資源物

汚れているものや割れているものは、素材にかかわらず、資源物として収集できません。「家庭ごみ」として出してください。

次の5種類に分けて、かん等の日に出してください

- びん: 飲料・食品用のもの。①ふたは外して、プラ製のものはプラ製容器包装、紙製のものは紙製容器包装、金属製のものはかんへ。
かん: 内容量が18ℓ未満の飲料・食品用のもの。①食品や汚れを落とす、②透明・半透明の袋に入れる。
蛍光管・電球: ①購入時の容器や新聞紙などで包む。
電池類: 対象の電池(筒型乾電池、ボタン電池、コイン電池、小型充電式電池、アルカリ電池、マンガン電池、リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池)。①端子部分を中心にテープ等を巻いて絶縁する、②透明・半透明の袋に入れる。
スプレーかん類: 例へアスプレー、殺虫剤、スプレー式消火具、カセット式ガスボンベ類など。①中身を使い切る、②火気のない戸外で穴を開ける、③透明・半透明の袋に入れる。

家庭ごみ

燃やさないごみとして出してください



①小樽市指定ごみ袋(青色)に入れるか、小樽市指定ごみ処理券(青色)を貼る

素材は？ 瓶缶・ガラス・金属・革・ゴム・陶器など



市が収集しないごみ

- 家電4品目: テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機。
危険物: プロパンガスボンベ、高圧ガスボンベ、鉛バッテリー、消火器、発炎筒、医療機関・調剤薬局へ返却、タイヤ。
パソコン・ディスプレイ・モニター: メーカーまたはパソコン3R推進協会 ☎03(5282)7685か、リネットジャパンサイクル株式会社 ☎0570(085)800へ依頼する。
電池を取り外せない小型家電製品: 携帯電話、加熱式電子たばこ、電動歯ブラシ、電動カミバリ。
粗大ごみ: 次のごみの大きさは収集運搬業者へ。長さ1mを超えるもの、重さが50kgを超えるもの、容積が0.1m³を超えるもの。
収集運搬業者: 例として、南大森産業、小樽衛生化学工業、小原興業、小樽クリーンサービス、小樽北海道木村、南松本産業の連絡先を掲載。

新型コロナウイルス相談センターは3月31日で終了します

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、相談センターは6年3月31日で終了します。インフルエンザ等の感染症と同様の取り扱いとなるため、下の困みを参考に個人の判断で医療機関を受診するなどの対応をお願いします。

相談センターに多く寄せられた質問 Q&A

熱があります。どうしたらいいですか？
既に多くの医療機関で新型コロナウイルス感染症の受診が可能です。重症化リスクの高い方(高齢者や基礎疾患のある方、妊婦など)や小学生以下の方は、医療機関(かかりつけ医)を受診しましょう。医療機関によっては発熱している方の受診人数が限られている場合がありますので、受診の際は事前に連絡しましょう。重症化リスクが低く、症状が軽い方は、必ずしも受診が必要というわけではありません。市販の検査キットや薬を使用の上、自宅でケア(冷却や水分摂取など)しても構いません。

療養期間はどの程度必要ですか？
5年5月8日以降、外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられていますが、国では、次のことが推奨されています。
●発症から5日経過し、かつ、症状が軽くなってから24時間経過するまでは、外出を控える
●発症から10日経過するまではマスクを着用し、重症化リスクの高い方との接触を控える
周りの方の行動制限は必要ですか？
5年5月8日以降、濃厚接触者の特定や行動制限は原則なくなりました。同居している方の出勤については、勤め先の規程に従い対応してください。